道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和８年 10 月６日付け宍粟市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域

市外連絡路線４路線（横山・倉床線、皆木・原・戸倉線、エーガイヤちくさ線、千種・西河内線）
市内完結路線 12 路線（循環線、戸原線、城下線、梯河東線、与位河東線、土万線、塩田線、染河内川西線、下三方線、戸倉線、谷今市線、水谷線）

２．協議が調っている運賃（料金）の種類、額

別紙のとおり

３．協議が調っている運賃（料金）の適用方法

別紙のとおり

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

別紙のとおり

５．実施予定日

令和９年４月１日から

６．運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社ウイング神姫

令和８年 10 月　日

宍粟市運賃協議分科会

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和８年 10 月６日付け宍粟市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域

市内完結路線２路線（蔦沢線、大谷線）

２．協議が調っている運賃（料金）の種類、額

別紙のとおり

３．協議が調っている運賃（料金）の適用方法

別紙のとおり

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

別紙のとおり

５．実施予定日

令和９年４月１日から

６．運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

篠陽タクシー有限会社

令和８年 10 月　日

宍粟市運賃協議分科会

協調証明別紙

協議が調っている運賃（料金）の額

種　　類	運　　賃
普通旅客運賃	市内路線　　２００円
定期旅客運賃	（適用しない）
回数旅客運賃	セット回数券　　２，０００円券（２，２００円綴） １００円券２２枚
特殊普通 旅客運賃	**乗継制度**　**※令和９年３月 31 日を以て廃止** 大人２００円 ※対象路線で乗降車した場合に限る。 ※対象のバス停での利用に限る。 **１日乗車券** 金額：５００円（１日） **対象路線フリー乗車券** 種類：毎日 金額：持参人式（紙式） １ヶ月　５，０００円 （月初め～月末） ３ヶ月　１４，２００円 （月初め～３ヶ月後の月末） ※購入日から１ヶ月（３ヶ月）でない。
旅客運賃 の割引	小児（小学生以下）、身体障がい者、知的障がい者、免許返納者（65 歳以上）※⇒普通運賃の半額 ※免許返納者の割引は現金に限る。
小荷物運賃	普通運賃の半額